【オーストラリア】 連邦行政不服審判所の統合

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

*連邦の行政不服審判所、移民審判所、難民審判所、社会保障不服審判所を新たに行政不服審判所として統合する連邦行政審判所統合法が成立した。

1 法律の制定

連邦行政審判所統合法 (Tribunals Amalgamation Bill 2015) が 2014 年 12 月 3 日上院に提出され、2015 年 5 月 11 日通過、同 13 日下院を通過、同 26 日裁可されて成立した(主要部分は同年 7 月 1 日施行)。この間、上院では法律・憲法問題委員会に付託され、その審査の結果を踏まえて、政府・野党双方から計 35 項目の修正案が提出され、そのうち 28 項目について合意し、結果的に両院とも全会一致で成立した(法律の構成と主な内容について表 1)。

2 オーストラリアの行政不服審判所 の特徴

オーストラリアの行政不服審査制度の特徴について、比較法的に見ると、3権分立の観点から司法権ではなく行政権に属すること(その上で法律問題についてはさらに裁判所に訴えることができる)、行政機関から人的・組織的に独立していること、法律問題だけでなく事実問題を扱うこと(「妥当性審査」merit review)にあると言われている。

また、400 を超える法令で広範に不服申立ての道が開かれていること(利用の容易さ)や経済性、迅速性なども特徴として挙げられる。

今回の改正で、これらの特徴に加え、

表1 連邦行政審判所統合法の構成と主な内容

表 連邦行政番判所統合法の構成と王な内容										
本則										
第	1条~第4条	簡略名称、施行、別表、3 年経過 後速やかに今回の改正の影響の検 証を政府に義務付けること。								
別	別表									
1	1975 年連邦行政不服 審判所法	4 審判所を統合した新たな行政不服審判所の目的、所長等構成員の任命・資格・任期、部局とその事務の割当て、内部運営権限、審理手続、連邦裁判所との関係等。								
2	移民法	不服審査の実体法となる移民、社								
3	社会保障法] 会保障、社会サービス関連法律の 改正。								
4	児童養育法	5 ± 5 5 ±								
5	家族援助法	保障審判所の改組。								
6	有給出産育児休業法									
7	学生援助法									
8	関連法の改正	行政決定(司法審査)法(行政決定を司法審査する場合の一般法)、情報自由法など主に手続面で関係する31の法律の改正。								
9	経過規定	統合前からの職員の地位・給与等 の継続、係属中の案件に関する権 利等の継続等。								

(典拠) 筆者作成。

主要な分野の不服審査を行う一般的総合的な単一の審判所という顕著な特徴が加わった。

かつては、オーストラリアでも、不服審査は個別の法律により個別に設置される審判所 や審査委員会で行われていたが、国民生活に影響を与える行政決定の増大と一貫した審査 制度による効率的な処理の必要から、長い議論の末 1976 年に連邦行政不服審判所が設置さ れた。もっとも、審査には特定分野の専門性や経験を要することもあり、租税や社会保障 など、規模の大きい案件を持ちながら連邦行政不服審判所の管轄から外れたままの分野が あった。その後、1986 年に租税関係も管轄するようになり、その後も 2000 年には主要分 野の単一化の法案も提出され(結果的に上院で否決)、たびたび政府の審議会などで単一化 が勧告されていたが、その実現には今回の改正を待たなければならなかった。

3 新組織の概要

新組織は8部局から成る(表2)。本部以外に、6州・首都特別地域・ノーフォーク島に地方部がある(北部準州はクイーンズランド州とひとつの地方部を構成)。

所長、副所長(現員数 33)、上級構成員(35)、構成員(234)から成り、 総督が任命し、任期は最大7年で再任 を妨げない。所長は連邦裁判所の裁判 官でなければならない。所長以外は、 連邦裁判所又は連邦家庭裁判所の裁判

表 2 連邦行政不服審判所の組織・構成員・人的規模

所長	1					
副所長	連邦裁判所裁判官(13)					
	連邦家庭裁判所裁判官(7)					
	非裁判官(常勤6、非常勤7)					
₩	上級棒	 	構成員			
部局	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
情報の自由	_	_				
総務	7	12	1	23		
移民及び難民	12	1	45	62		
障害者保険スキーム	2	1	0	8		
社会保障	5	3	1	2		
社会サービス・児童養育	4	0	12	95		
租税及び商事	6	10	0	3		
退役軍人不服申立	7	12	1	18		

情報の自由部には構成員が属していない。

部局は退役軍人不服申立部(規則による設置)以外は法定部局。 構成員の担当は兼務があるので、合計と本文中の現員総数は一 致しない。

(典拠) 連邦行政不服審判所名簿に基づき筆者作成。

官、5 年以上の経験のある法律家、関連分野の専門家から任命される。これ以外に、事務 を行う公務員がいる。

4 議会における議論

政府は、法案を提出するにあたり、 この法案が 1976 年以降これまで広 範な分野の専門性を有する単一の独 立した審判所を志向してきたその到

表 3 旧連邦 4 審判所の最近の不服申立て受理・処理件数

	行政不服 審判所		移民 審判所		難民 審判所		社会保障 不服審判所	
	受理	処理	受理	処理	受理	処理	受理	処理
2012	5,682	5,062	14,088	8,011	3,205	2,804	12,159	11,844
2013	6,176	6,042	16,164	15,590	4,229	3,757	12,283	12,412
2014	7,263	6,748	15,426	21,144	6,863	3,585	12,489	12,738

単位は件。受理件数は前年からの継続案件を含まない。 (典拠) 各審判所の annual report に基づき筆者作成。

達点であり、不服審査制度の複雑さと重複を取り除いて簡素化し、国民にとって利用し易いものにし、同時に事務局を合理化して連邦の機関を削減すると説明した。増加し続ける需要(表 3)と利用の容易さと体制の合理化の3つの要請に応えようとするものである。

上院の委員会の修正案には、構成員の任期の上限や、任期の終了方法に関する議会の関与、今回の改正に関する3年経過後の検証義務など重要なものが含まれ、政府はその多くに合意した。旧社会保障不服審判所が扱っていた社会サービスと児童養育に関する事案の旧連邦行政不服審判所への不服申立制度(2層制)は、新審判所においても維持された。

参考文献 (インターネット情報は 2015 年 9 月 14 日現在である。)

- ・連邦議会の法案サイト http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=s990> ; 連邦行政不服審判所のサイト http://www.aat.gov.au/>
- ・碓井光明「総合的行政不服審判所の構想」『行政法の発展と変革 下』,有斐閣,2001.6,pp.4-18;深 澤龍一郎「オーストラリアにおける行政訴訟の法律問題と事実問題」『法学論叢』170(4・5・6),2012. 3,pp.421-443.